

入 札 公 告（電 子 入 札）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月4日

支出負担行為担当官代理

兵庫労働局総務課長 尾崎 賢友

1 調達内容

- (1) 件 名 兵庫労働局東地域における建築物点検及び外壁調査業務委託契約
- (2) 業務内容 建築基準法第12条第4項等に基づく建築物等の法定点検を実施する。
詳細は、仕様書による。
- (3) 業務期限 令和8年3月13日（金）
- (4) 業務場所 神戸西労働基準監督署外10施設
- (5) 入札方法

入札価格は総価とする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国保険協会が管掌するもの） ③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (4) 令和7・8年度年度厚生労働省競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）において、近畿地域「建築関係コンサルタント業務」にて「A」又は「B」等級の競争参加資格を有する者。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

3 入札関係書類の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所、問い合わせ先

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 14F

兵庫労働局 総務部総務課会計第四係 担当 奥田

電話：078-367-9176 電子メール：okuda-shinya.dq1@mhlw.go.jp

- (2) 入札説明書等の交付期間

本公告の日から**令和7年7月25日（金）17時00分**まで、上記3（1）の場所（閉庁日を除く）及び兵庫労働局ウェブページ上にて交付する。ただし、各施設の図面については原則、郵送で交付する。

※各施設の図面の配付を希望する場合は、郵送による仕様書添付資料交付申請書【様式9】及び返信用封筒の提出を必要とする。なお、返信用封筒には郵送料分（普通郵便用）の切手を貼付し、料金不足分受取人払と記載すること。

受領後は、上記3（1）の担当へ電子メールにて受領した旨連絡すること。

- (3) 入札参加に必要な書類等の提出期限等

提出期限：**令和7年7月25日（金）17時00分まで**

提出方法：電子調達システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により紙入札方式による場合、上記3（1）の場所に郵送（書留等配達記録が残るものに限る）するものとし、持参又は伝送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。また、併せて上記3（1）の担当者あて電話で受領確認をすること。

＊提出期限までに到着しなかった場合は無効とする。

- (4) 入札書の受領期限

提出期限：**令和7年7月28日（月）17時00分まで**

提出方法：電子調達システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により紙入札方式による場合、上記3（1）の場所に郵送（書留等配達記録が残るものに限る）するものとし、持参又は伝送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。また、併せて上記3（1）の担当者あて電話で受領確認をすること。

＊提出期限までに到着しなかった場合は無効とする。

- (5) 開札の日時及び場所

令和7年7月29日（火）10時30分 兵庫労働局 14階総務部総務課会議室

4 電子調達システムの利用

本入札の参加申請及び入札書の提出に当たっては、原則、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

詳細は、入札説明書に記載する手順に従うこと。

5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記2の競争参加資格を有することを証明する書類を上記3(3)の期限までに提出しなければならない。

また、上記証明書類と合わせて暴力団等に該当しない旨の誓約書も提出しなければならない。

入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(4)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も、上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。また、上記(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 入札説明会について

入札説明会は実施しない。入札参加者は入札説明書及び仕様書等を熟読し、内容を承認のうえ参加すること。

(10) 契約関係書類の扱いについて

担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。

契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(11) その他 詳細は入札説明書による。

入 札 説 明 書

兵庫労働局東地域における建築物点検及び外壁調査業務委託契約

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合及び仕様書添付資料を郵送にて受領した場合には、必ず下記アドレス宛に以下の内容をメールしてください。仕様等の急な変更を連絡する際に使用します。

【送信先】

兵庫労働局総務部総務課会計第四係 奥田 宛

Mail : okuda-shinya.dq1@mhlw.go.jp

【送信内容】

- ① 入札件名：兵庫労働局東地域における建築物点検及び外壁調査業務委託契約
- ② 受領日（ダウンロード日）
- ③ 会社名、担当者名
- ④ 担当者メールアドレス、電話番号

本案件は、「電子調達システム」による従来の応札及び入開札手続きと併せて紙を利用した応札及び入開札手続きを使用するものとする。

兵 庫 労 働 局

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 板松 一郎

調達機関番号 017

所在地番号 28

2 業務内容

- (1) 件 名 兵庫労働局東地域における建築物点検及び外壁調査業務委託契約
- (2) 業務内容 建築基準法第12条第4項等に基づく建築物等の法定点検を実施する。詳細は、仕様書による。
- (3) 業務期限 令和8年3月13日（金）
- (4) 業務場所 点検実施対象施設一覧のとおり
- (5) 入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
 - ① 入札者は、業務内容の本業務価格のほか業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。そのため、入札者は消費税にかかる課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (4) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）において、近畿地域「建築関係コンサルタント業務」にて「A」又は「B」等級の競争参加資格を有する者。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
- ※労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

4 入札書等の提出手順等

入札書は、原則として下記(1)により、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、電子調達システムを利用できない理由がある場合には、下記(2)により、所定の紙媒体による入札参加手続きを可とする。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札参加申請

令和7年7月25日(金) 17時までに電子調達システム上で入札参加申請を行うこと。その際に、下記ア～オの書類をPDFデータ添付すること。データ添付ができない場合は、郵送により紙媒体にて提出すること。(FAX不可)

- ア 資格審査結果通知書の写し
- イ 本入札説明書3(3)の労働保険料及び社会保険料に関して、直近2年間に滞納がないことについての「保険料納付に係る申立書」【様式1】
- ウ 誓約書【様式6】
- エ 役員等名簿【様式7】
- オ 必要な場合は、委任状【様式4】

② 入札書提出

令和7年7月28日(月) 17時までに電子調達システム上で入札書を提出すること。

※ 通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

また、代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

③ 入札参加辞退

入札参加申請手続後に辞退する場合は、電話連絡のうえ、電子調達システム上にて辞退手続を行うこと。

(2) 紙媒体により入札を行う場合

① 入札参加申込

令和7年7月25日（金）17時までに下記書類を提出すること。

※ 原則、郵送での受付とする。競争入札参加申込書の提出期限までに到着するように、余裕をもって郵送し、下記6の担当者あて電話で受領確認をすること。

- ア 競争入札参加申込書【様式2】
- イ 資格審査結果通知書の写し
- ウ 本入札説明書3（3）の労働保険料及び社会保険料に関して、直近2年間に滞納がないことについての「保険料納付に係る申立書」【様式1】
- エ 誓約書【様式6】
- オ 役員等名簿【様式7】
- カ 必要な場合は、委任状【様式4】

② 入札書提出

令和7年7月28日（月）17時までに、下記書類を必ず提出すること。

※ 原則、郵送での受付とする。入札書の提出期限までに入札書が到着するように、余裕をもって郵送し、下記6の担当者あて電話で受領確認をすること。

また、下記5（5）の再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に再度入札用として第2回目の入札書を加えて提出することができる。この場合、それぞれの入札書は別封筒に入れ、下記必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記すること。

- ア 入札書（紙入札方式）（【様式3】）
- ⇒上記アを任意の封筒に入れ、封皮には、黒書にて氏名（法人の場合はその名称）、宛名（兵庫労働局支出負担行為担当官殿と記載）、朱書にて「令和7年7月29日開札 兵庫労働局東地域における建築物点検及び外壁調査業務委託契約 入札書在中」と記載すること。

③ 入札参加辞退

入札参加申込手続後に辞退する場合は、辞退届【様式5】を提出すること。

(3) 入札の無効、延期等

入札者は、一度提出した入札書の変更又は取り消しをすることはできない。また、本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められる時は、当該入札を延期し、又はこれを取りやめる事がある。

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和7年7月29日（火）10時30分

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局 総務部総務課会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

開札場所での立会は不要であるが、入札者又は代理人は、開札時刻には端末の前で待機し、システムエラー等の事態における当局からの電話連絡に対応できる状態にしておくこと。

(3) 紙による入札の場合

紙による入札を行う場合、入札参加者が立ち合わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせることとする。その場合、開札結果については、メールや電話等で通知する。

なお、上記4(2)の②の注意書きに記す第2回目の入札書を事前に提出していない紙入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合の、当該第2回目の入札を辞退したものとして取り扱うため留意すること。

(4) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、本入札説明書4(1)又は(2)に従い書類・資料を添付して、入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。但し、本入札は、予算決算及び会計令第85条に基づく基準を設けるものではないが、②以下に留意すること。

② 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされな

いおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正の取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

③ 落札者となる者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

④ 落札者が決定した時は、入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

（5）再度入札の取扱

開札の結果、予定価格制限内の入札がない時は、1回を限度として再度入札を行う。再入札書の提出期限及び開札日時は、当初の開札日を起算日として3開庁日以内にて指定する。再度入札によっても落札者がいない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用する。

6 入札における担当部局

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 14F

兵庫労働局 総務部総務課会計第四係 担当 奥田

電話：078-367-9176

メールアドレス：okuda-shinya.dq1@mhlw.go.jp

7 その他

（1）本入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）本入札についての入札説明会は、実施しないものとする。

（3）この入札及び契約に関する疑義・質問がある場合は、「質問書」【様式8】により、令和7年7月11日（金）17時までに電子メールにて提出すること（FAX 不可）。回答については、電子メールにて行う。

（4）契約書の作成

開札の結果、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

（5）情報公開等

本件入札において提出した資料等については、情報公開法による開示の対象となる場合がある。

また、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付 財計第2017号）」に基づく競争入札に係る情報（落札者名、契約金額等）の公表を兵庫労働局ウェブページにて行う。

（6）再委託の制限

契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。また、委託業務における主要な部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）は、再委託してはならない。

主要な部分以外を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を発注者に申請し、承認を受けること。また、再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

（7）電子調達システムの操作方法や障害発生時の問い合わせ先は下記のとおり。

- ・ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話等を利用の場合）
- ・ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/>

（8）入札参加者は、入札書の提出（GEP Sの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組みよう努めることに誓約したものとする。

◎様式等

- ・【様式1】 保険料納付に係る申立書
- ・【様式2】 競争入札参加申込書（紙入札方式）
- ・【様式3】 入札書（紙入札方式）
- ・【様式4】 委任状
- ・【様式5】 辞退届
- ・【様式6】 誓約書
- ・【様式7】 役員等名簿
- ・【様式8】 質問書
- ・【様式9】 郵送による仕様書添付資料交付申請書

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

（所在地）

（名称）

（代表者名）

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

競 争 入 札 参 加 申 込 書 (紙入札方式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎 殿

申込人

所 在 地

事業所名

代表者名

下記案件の競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

1. 件 名 兵庫労働局東地域における建築物点検及び外壁調査業務委託契約

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例) 認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため。

3. 電子調達システムへの対応予定時期

入札書（紙入札方式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎 殿

住 所

事業所名

代表者役職氏名

又は代理人氏名

入札説明書及び契約書を承諾の上、仕様書に提示された内容について下記のとおり提出します。

件 名 兵庫労働局東地域における建築物点検及び外壁調査業務委託契約

入札金額（総価格）

（消費税および地方消費税は含まない）

電子くじ番号

（3ケタ）

--	--	--

※契約価格については、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額切り捨て）とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ）を入札書に記載すること。

※入札金額は算用数字で、数字の頭には¥（エンマーク）を、末尾には、－（ピリオドハイフン）を記載すること。

※電子くじ番号は、3ケタの数字を記入すること。記入がない場合は任意の番号を割当てることとし、異議は受け付けないものとする。

委 任 状

私儀

今般 _____を代理人と定め、次の入札及び見積に
関する一切の権限を委任します。

記

入札件名 兵庫労働局東地域における建築物点検及び外壁調査業務委託契約

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎 殿

住 所

名 称

氏 名

代理人による入札にかかる留意事項

代理人をもって入札書の作成を行う場合には、下記により委任状を作成のうえ、入札書の提出期限までに提出してください。

記

1. 入札書の作成を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合。

(1) 委任状の委任者名はその法人の代表者名とし、代理人は入札を行う者となります。

(2) 入札書の入札者は上記代理人となります。

2. 入札書の作成を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合。

(1) 委任状は、

①法人の代表者から、支店又は営業所等の長への1通。

②支店又は営業所等の長から入札書の作成を行う代理人への1通の、計2通作成してください。

ア. 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所等の長に対し委任する際の委任状については、委任状の代表者はその法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所等の長となります。

イ. 同一法人の支店又は営業所等の長が更に他の者に委任する際の委任状については、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所等の長とし、代理人は入札を行う者となります。

(2) 入札書の入札者は上記(1)イ.の代理人となります。

3. 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができません。

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 板松 一郎 殿

所在地
事業所名
代表者名

この度下記件名につき御辞退申し上げます。

件 名 兵庫労働局東地域における建築物点検及び外壁調査業務委託契約

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 から 3 までのいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は、余白に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員等名簿（様式 7）を添付すること。

役 員 等 名 簿

事業所名

所在地

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

個人の場合は、本様式の提出は要しない。

質 問 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 板松 一郎 殿

下記入札案件について、質問がありますので質問書を提出します。

記

件 名	兵庫労働局東地域における建築物点検及び外壁調査業務委託契約
質問事項	(質問事項を具体的に記入する)

※ 任意の様式可。

郵送による仕様書添付資料交付申請書

令和 年 月 日

兵庫労働局総務部長

板松 一郎 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

連絡先電話番号

下記入札案件に係る仕様書の添付資料（各施設の図面）について郵送にて交付頂きたく申請します。

なお、交付された資料は厳重に管理し、複写等を行わないことを誓約します。

記

入札案件名 兵庫労働局東地域における建築物点検及び外壁調査業務委託契約

（注）

※要事前連絡（兵庫労働局 総務部総務課 会計第四係 TEL 078-367-9176）

※申請の際、資格審査結果通知書の写しを添付すること。

※角2封筒を返信用に同封し、郵送料分（普通郵便用）の切手を貼付のうえ、料金不足分受取人払と記載すること。

契約書

兵庫労働局東地域における建築物点検及び外壁調査

業務委託

兵庫労働局

支出負担行為担当官兵庫労働局総務部長 板松 一郎（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、以下のとおり、神戸西労働基準監督署外 10 施設における建築物及び建築設備定期点検及び外壁調査業務（以下「本件業務」という。）に係る請負契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 本契約は、乙が別添特記仕様書に基づいて、本件業務を行い、甲がその対価を支払うことを目的とする。

（履行期限）

第 2 条 本契約の履行期限は、別添特記仕様書記載のとおりとする。

（契約金額）

第 3 条 契約金額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇, 〇〇〇円）

（消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 1 1 0 分の 10 を乗じて得た額である。）

（監督）

第 4 条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督官その他の者（以下「監督官等」という。）を乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督官等の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督官等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面の変更又は改善の指示をすることができる。

（検査）

第 5 条 乙は、本件業務を完了したときは、別添特記仕様書に定める本件業務の完了を確認するための甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、本件業務が完了した旨の届出があったときは、その日から 1 0 日以内に前項の検査を行うものとする。

3 乙は、第 1 項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(代金の請求及び支払)

第6条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。請求書については、消費税及び地方消費税額（消費税及び地方消費税額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を明示し、併せて請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、入居庁に対し、分担額を直接乙に支払うよう通知しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

4 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わないときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、契約代金に対する年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

5 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(再委託)

第7条 乙は、本件業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、本件業務の一部を再委託しようとする場合には、様式1により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本件業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第8条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、様式2の再委託変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第9条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制

図を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3に準じた書式により履行体制図の変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - (3) 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（個人情報等の取扱い）

- 第10条 乙は、本契約に係る業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号を遵守すること。
- (1) 乙は、本契約の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
 - (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。
 - (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
 - (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けること。
 - (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本契約に係る業務終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、様式4により「廃棄等報告書」を提出すること。
 - (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、様式5により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受け

ること。

- (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、様式6により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。
 - (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
 - (9) 乙は、委託業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。
 - (10) 乙は、乙又は再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
 - (11) 本契約による業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
 - (12) 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
 - (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
 - (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。
- 2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。
- 3 乙が第1項各号の一に違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

- 第11条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(期限の延長)

- 第 12 条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、延長の日数は、甲乙が協議して定めるものとする。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延料は、遅延日数 1 日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年 3. 0 パーセントの割合で計算した額とする。

(甲の契約解除権等)

- 第 13 条 甲は、次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 本契約の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
- (2) 納入期限に、又は納入期限後相当の期限内に成果物を納入する見込みのないことが明らかに認められたとき。
- (3) 乙が本契約の条項に違反したとき。
- 2 前項各号の一に該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年 3. 0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 1 0 0 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 1 0 0 円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙は、第 1 項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 6 第 1 項、第 4 項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

(損害の賠償)

- 第 14 条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第 15 条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 16 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 3 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同条第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

（属性要件に基づく契約解除）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請契約等に関する確約)

第 19 条 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

第 20 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第 21 条 甲は、第 17 条及び第 18 条の各号の一に該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲は、第 17 条、第 18 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第 17 条、第 18 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第 1 項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 22 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下単に「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 23 条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第 13 条に規定する損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、前 3 項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから 1 年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。

(所有権)

第 24 条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第 25 条 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

- 2 乙は、成果物に係る著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。
- 3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。
- 4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。
- 5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

（過失責任）

- 第 26 条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（危険負担）

- 第 27 条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。
- 2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

（割合的報酬）

- 第 28 条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第 5 条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

（契約保証金）

- 第 29 条 本契約に関しては、保証金の納付を免除する。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第30条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第31条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第32条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第33条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第34条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第35条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第6条第4項、第13条2項、第14条、第16条、第19条、第21条第4項、第21条6項、第23条、第33条、第34条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(補則)

第36条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長
板松 一郎

乙

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

名 称
所在地
代表者名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

名 称
所在地
代表者名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

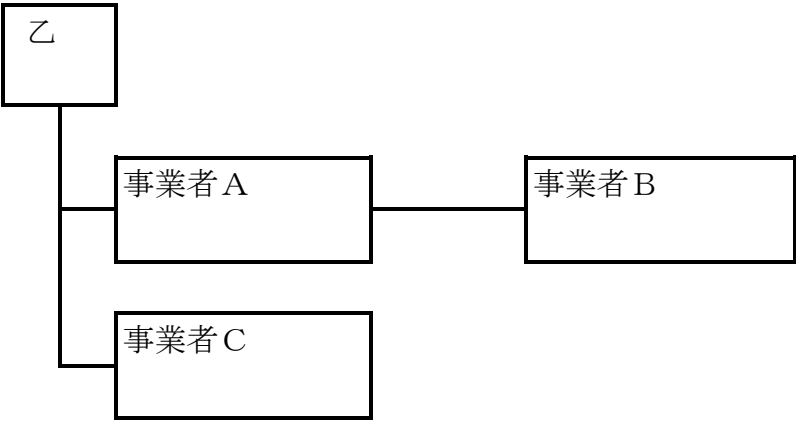
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

名 称
所在地
代表者名

廃棄等報告書

契約書第 10 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 契約件名及び契約締結日

(1) 契約件名

兵庫労働局東地域における建築物点検及び外壁調査業務委託契約

(2) 契約締結日

令和 年 月 日

2 廃棄又は消去の方法

(1) 資料名

(2) 媒体

(3) 廃棄又は消去の方法

(4) 廃棄又は消去の日

※ 廃棄又は消去について、疎明資料を添付すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

名 称
所在地
代表者名

個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書

標記の件につき、契約書第 10 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 再委託する業務の範囲
- 2 再委託の相手方の氏名及び住所
- 3 再委託する理由
- 4 再委託予定金額
- 5 再委託の相手方が業務を履行する能力に関する事項
- 6 個人情報等の内容
- 7 個人情報等の取扱い
- 8 その他参考事項

※ 記載に当たっては、裏面の注意事項を参照すること。

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(注意事項)

- ・「１ 再委託する業務の範囲」については、業務が特定できるよう、できる限り詳細に記載すること。
- ・「２ 再委託の相手方の商号又は名称及び住所」については、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。
- ・「４ 再委託予定金額」について、委託契約金額の２分の１を超える場合は、その理由を書面にして提出すること。
- ・「５ 再委託の相手方が業務を履行する能力に関する事項」については、再委託の相手方の履行体制、資格者の数、使用する機器、同種の業務の履行実績等について記載すること。
- ・「７ 個人情報等の取扱い」については、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策、委託先における再委託先に対する管理及び監督方法等を記載すること。
- ・申請内容に関する参考資料等があれば添付すること。また、申請内容に関して説明又は追加資料の提出を求める場合がある。
- ・再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合は、再委託とあるのを再々委託に読み替え、作成すること。
- ・本申請書を提出する場合は、甲が別に定める「再委託承認申請書」の提出は要しない。

様式 6

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

名 称
所在地
代表者名

個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書

標記の件につき、契約書第 10 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 再委託に関する内容のうち変更する事項
- 2 変更する理由
- 3 その他必要と認められる事項

※ 本申請書を提出する場合は、甲が別に定める「再委託変更承認申請書」の提出は要しない。

兵庫労働局東地域における建築物点検 及び外壁調査業務委託仕様書

令和7年度
兵庫労働局

I 業務概要

1 業務名 兵庫労働局東地域における建築物点検及び外壁調査業務委託

2 履行場所 別添「点検実施対象施設一覧」のとおり

3 履行期間 自 令和 年 月 日
至 令和8年 3月13日

4 業務仕様

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、建築保全業務共通仕様書（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部（以下「共通仕様書」という。）による。
- (2) 業務仕様書（本仕様書、共通仕様書）に定めのない事項は、発注者と協議する。
- (3) 本仕様書の各項目に付記した【 】は、共通仕様書における該当項目等を示す。

例：【Ⅰ 1. 2. 3】 第1編 1. 2. 3に該当する項目

5 対象業務

- (1) 建築基準法第12条第2項又は官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という。）第12条1項に基づく点検（建築物の敷地及び構造の点検）のうち、外壁のタイル・石貼り等・モルタル等の外壁の劣化状況の調査

根拠告示：平成20年度国土交通省告示第282号

平成20年度国土交通省告示第1350号

- (2) 建築基準法第12条第4項又は官公法第12条第2項に基づく建築設備の点検

※【Ⅱ 1. 2. 2】のうち、昇降機は除く

根拠告示：平成20年国土交通省告示第285号

平成28年国土交通省告示第723号

平成20年国土交通省告示第1351号

- (3) 官公法第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検【Ⅱ 1. 2. 3】

根拠告示：平成17年国土交通省告示第551号

根拠通達：平成17年6月1日国営管第59号、国営保第11号 別表

※設備のみならず、建築物の敷地及び構造に関する項目の確認も行う。

Ⅱ 一般共通事項

1 一般事項

- (1) 受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているも

のを除き、受注者の負担とする。

(2) 報告書の書式等

下記報告書について、製本 1 部及び C D - R 1 枚を発注者へ提出する。

① 点検記録表：点検様式 1-2, 1-3, 3-2-1, 3-2-2, 3-2-3, 3-2-4, 兵防火 1 号

② 関係写真：点検様式 1-4, 3-3

※ jpg 画像を添付、点検結果で「要是正」かつ「既存不適格」でない項目等について作成することとし、「指摘なし」であっても特記すべき項目は作成すること。

③ 確認チェックシート

④ 外壁調査業務に係る任意の報告書

赤外線調査により実施する場合は「定期報告制度における赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査 ガイドライン」（以下、「赤外線ガイドライン」と言う）「3.7」または「4.7」に記載している内容を含めること。

赤外線調査以外の方法で実施する場合でも、ガイドラインの「3.7」または「4.7」に記載されている内容に準じたものとする。

⑤ 修繕を要する箇所について、修繕方法の提案書、又は修繕にかかる見積書

※ ①～③について、発注者が認める様式であれば可とする。

(3) 守秘義務

本業務で知り得た秘密を他に漏えいしてはならない。

(4) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

(5) 業務の再委託

契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

委託業務における主要な部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）は、再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を発注者に申請し、承認を受けること。また、再委託を行う場合は、その最終的な責任は受注者が負うこと。

(6) 成果品の検査

上記（2）に記載した報告書等の成果品については、発注者に提出後、発注者が定める検査職員等が全数検査を実施するため、受注者においても予め全数検査又はサンプル検査を行うこと。

2 業務関係図書

(1) 業務計画書【I 1. 2. 1】

次の内容を盛り込んだ業務計画書を契約締結後 1 4 日以内に提出し、発注者の承

諾を得ること。

- ・ 工程（定例会議の日程も含む）
- ・ 連絡体制
- ・ 業務責任者名
氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証（写）
- ・ 業務担当者名
氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証（写）

(2) 貸与資料【Ⅰ 1. 2. 3】

業務の実施に必要な次の関係資料を貸与する。なお、業務終了後速やかに返却すること。

- ① 点検記録関連
 - ・ 空気環境測定記録（令和 6 年度分）
 - ・ 消防設備点検結果報告書（令和 6 年度総合点検）
- ② 令和 6 年度点検及び確認記録の全施設分（CD-R）

3 業務現場管理

(1) 業務責任者【Ⅰ 1. 3. 2】

業務責任者は、点検業務経験 2 年以上の者とし、業務担当者を兼任できる。

(2) 法定資格者の選任

本業務の実施に先立ち、業務実施上必要な次の法定資格者を選任し、Ⅱ-2-（1）の業務計画書をもって、発注者に通知する。

- ・ 一級建築士（全ての業務が可能）
- ・ 二級建築士（全ての業務が可能）
- ・ 特定建築物調査員（建築物の敷地及び構造の点検及び外壁調査が可能）
- ・ 建築設備検査員（昇降機以外の建築設備の点検のみ可能）
- ・ 防火設備検査員（防火設備の点検のみ可能）

※赤外線調査を実施する場合、その実施者は赤外線ガイドライン「2.1」または「2.2」に記載された者とする。

(3) 業務条件【Ⅰ 1. 3. 3】

本業務の実施可能時間帯は、原則として平日（祝日を除く月曜日から金曜日）の 8 時 30 分～17 時とする。ただし、来庁者の多い施設もあるため、施設管理担当者から閉庁日又は 8 時 30 分以前や 17 時以降の時間帯にて実施したい旨の要望があった場合は、可能な範囲内で調整する。

(4) 定例会議

必要に応じて、業務の進捗状況の報告・確認を目的とする発注者側担当職員との会議を定期的を開催する。

(5) 緊急時の連絡体制

契約上の重大な問題が生じた場合は、業務責任者から発注者側担当職員等に対し速やかに情報提供が行われるよう、問題発生時の連絡体制について業務計画書で定めること。

(6) 情報管理

- ① 本業務に係る情報については、第三者に開示又は本契約にかかる作業以外の目的で利用しないものとし、その管理を適切に行うこと。
- ② 点検区域内への私物 PC、スマートフォン、携帯電話、カメラ等の撮影又は録音機能のある機器の持ち込みは禁止する。ただし、作業上必要な範囲で受注者が現場代理人等に機器の持ち込みを許可することができる。
- ③ 契約書に秘密保全に関する特約条項がある場合には、同条項を優先する。

4 業務の実施

点検業務経験 2 年以上の業務担当者【Ⅰ 1. 4. 1】により行う。

5 建物内施設等の利用

駐車場の利用は原則として不可とする。ただし、作業上やむを得ず駐車する必要がある場合は、別途施設管理担当者との協議による。

Ⅲ 特記事項

本業務の特記事項は以下による。

(1) 1 2 条点検業務の実施【Ⅱ 1. 2. 2】

①神戸公共職業安定所

平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 5 号並びに平成 2 8 年国土交通省告示第 7 2 3 号の点検方法、判定基準により実施する。

②上記①以外の 1 0 施設

平成 2 0 年国土交通省告示第 1 3 5 1 号の点検方法、判定基準により実施する。

※①②とも、今年度は、建築物の敷地及び構造にかかる点検を実施する。

③別紙「施設一覧」内の黄色でマークされている施設

外壁のタイル・石貼り等・モルタル等の外壁の劣化状況について調査すること。

原則赤外線による調査を行うこととするが、敷地条件等により赤外線調査が困難な場合は発注者と協議すること。

なお、赤外線調査を実施する場合、赤外線ガイドラインに則ること。

(2) 支障がない状態の確認の実施【Ⅱ 1. 2. 3】

実施対象 1 1 施設すべてについて、共通仕様書別表（点検等及び確認整理表）の「官公法第 1 3 条確認」欄に 1Y、6M 又は 3M の記載がある項目について、確認を实

施する。なお、設備のみならず、「建築物の敷地及び構造」にかかる項目も確認を実施すること。

(3) 墜落制止装置の着用

上記(1)(2)の作業において、高所作業を伴う場合は墜落制止用器具を着用し、災害防止に努めること。

(4) 点検の省略【Ⅱ 1. 1. 8】

- ・次に掲げる部分で点検が困難なものにあつては、点検を省略することができるが、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、不良の状況を記録する。なお、点検を省略した場合は確認チェックシートにその旨記載すること。

- ① 容易に出入りできる点検口がない床下又は天井裏にあるもの。
- ② 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの。
- ③ 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの。
- ④ その他安全上の理由から点検を行うことが極めて困難な場所にあるもの。

- ・国土交通省告示第 466 号及び 467 号が公布されたことにより、常時閉鎖した状態にある防火扉の「作動の状況」について、3年以内に実施した点検の記録がある場合は、当該記録により確認することで足りる。

IV その他

(1) 点検実施日について

点検実施日については下記担当者あて電子メールにて報告すること。

担当者：兵庫労働局総務部総務課会計第四係 奥田

Tel：078-367-9176 メールアドレス：okuda-shinya.dq1@mlw.go.jp

(2) 点検について

現地点検時に使用禁止又は立入禁止場所がある場合は現場責任者と相談のうえ点検を行うこと。その際、点検が困難な場合はその旨確認チェックシートへ記載すること。

(3) 添付資料

- ・点検実施対象施設一覧
- ・施設の図面（写）
※完成図面であるが、間仕切等が変更されている施設がある。
- ・「国の機関の建築物の点検、確認ガイドライン」の点検様式 1-2, 1-3, 1-4, 3-2-1, 3-2-2, 3-2-3, 3-2-4, 3-3 及び確認チェックシート
- ・防火設備の点検様式（兵防火 1 号）

(4) 業務参考資料等

業務の実施にあたって以下の図書を参考にすること。

- ・建築保全業務共通仕様書 最新版 国土交通省大臣官房官庁営繕部

- ・ 建築設備等（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成２０年国土交通省告示第２８５号）
- ・ 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成２８年国土交通省告示第７２３号）
- ・ 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成２０年国土交通省告示第１３５１号）
- ・ 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成１７年国土交通省告示第５５１号）
- ・ 国の機関の建築物の点検、確認ガイドライン 最新版 一般財団法人建築保全センター
- ・ 「定期報告制度における赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む）による外壁調査 ガイドライン」

V 留意事項

- (1) 請求書の宛名は「官署支出官 兵庫労働局長」とすること。
- (2) 請求書には受注者の社名及び代表者の職名並びに氏名を記載すること。
- (3) 契約事業者への支払いは、適法な請求書を受理した日から３０日以内に対価を支払うものとし、支払方法は契約事業者が指定する金融機関口座への振り込みとする。
- (4) 契約事業者は、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。
- (5) 契約関係書類の扱いについて
 - ① 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
 - ② 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

点検実施対象施設一覧

番号	施設名	建築年次	構造階数	延面積	外壁調査実績	仕上材
1	神戸西労働基準監督署	H8. 7	SRC-3	1324㎡	H26	磁器質タイル
2	淡路労働基準監督署	S50. 3	RC-2	445㎡	なし	
3	神戸公共職業安定所	H9. 6	SRC-6-(1)	4627㎡	H25	せつ器質タイル、コンクリート打放し仕上げ上陶磁器骨材仕上塗
4	神戸公共職業安定所 三田出張所	H6. 6	RC-2	649㎡	なし	磁器質タイル、コンクリート打放し上撥水材塗布
5	灘公共職業安定所・兵庫障害者職業センター	H14. 8	SRC-3-1	2978㎡	なし	B 1 F 柱：コンクリート打放し、B 1 F 外壁磁器質タイル
6	伊丹労働総合庁舎	H2. 3	RC-3	1469㎡	なし	タイル（4 5 × 9 5）
7	明石公共職業安定所	S48. 3	RC-2	1209㎡	なし	庁舎：モルタル 増築部：防火サイディング タイル調
8	西脇地方合同庁舎	H6. 6	RC-4	2370㎡	H26	磁器10c角タイル、コンクリート打ち放し
9	柏原公共職業安定所	H12. 12	RC-3 (一部S造)	961㎡	なし	コンクリート打放の上下装薄塗膜E吹付 一部アルミパネル 木製ルーバー
10	柏原公共職業安定所 篠山出張所	S55. 3	RC-2	421㎡	なし	コンクリート打放し仕上げリシン吹付
11	西神公共職業安定所	H1. 3	RC-2	992㎡	なし	コンクリート打放し複層塗材（増築部分）

点検記録表
(敷地及び構造)

点検の実施日 平成 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目		点検結果				備考
			指摘 なし	要是正			
					既 存 不適格		
1 敷地及び地盤							
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況					
(2)	敷地	敷地内の排水の状況					
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況					
(4)		有効幅員の確保の状況					
(5)		敷地内の通路の支障物の状況					
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況					
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況					
2 建築物の外部							
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況					
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況					
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況					
(4)		土台の劣化及び損傷の状況					
(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況				
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況				
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3 屋上及び屋根							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況					
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(6)	屋根（屋上面を除く。）	屋根の防火対策の状況					
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況					
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					

番号	点 検 項 目		点検結果			備考
			指摘 なし	要是正		
					既 存 不適格	
4 建築物の内部						
(1)	防火区画	令第112条第9項に規定する区画の状況				
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況				
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況				
(4)		防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況			
(5)			令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況			
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(11)	壁の室内に面する部分	令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	準耐火性能等の確保の状況			
(12)			部材の劣化及び損傷の状況			
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況			
(16)		令第129条各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(20)		令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況			
(21)			部材の劣化及び損傷の状況			
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(23)	天井	令第129条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況			
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況			
(26)	防火設備（防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況			
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況			
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況			
(29)			常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況			
(30)			防火戸の開放方向			
(31)			本体と枠の劣化及び損傷の状況			
(32)			防火設備の閉鎖又は作動の状況			
(33)			閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況			
(34)			常時閉鎖の防火戸の固定の状況			

番号	点 検 項 目		点検結果			備考
			指摘 なし	要是正		
					既 存 不適格	
(35)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				
(36)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況				
(37)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況				
(38)		採光の妨げとなる物品の放置の状況				
(39)		換気のための開口部の面積の確保の状況				
(40)		換気設備の設置の状況				
(41)		換気設備の作動の状況				
(42)		換気の妨げとなる物品の放置の状況				
(43)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況				
(44)		吹付け石綿等の劣化の状況				
(45)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況				
(46)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				
5 避難施設等						
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況			
(2)	廊下	幅員の確保の状況				
(3)		物品の放置の状況				
(4)	出入口	出入口の確保の状況				
(5)		物品の放置の状況				
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況			
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況				
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況				
(9)		物品の放置の状況				
(10)		避難器具の操作性の確保の状況				
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況			
(12)			幅員の確保の状況			
(13)			手すりの設置の状況			
(14)			物品の放置の状況			
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況			
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況			
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況			
(18)			開放性の確保の状況			
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況			
(20)			付室の排煙設備の設置の状況			
(21)			付室の排煙設備の作動の状況			
(22)			付室の外気に向かって開くことができる窓の状況			
(23)			物品の放置の状況			
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況			
(25)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況			
(26)			可動式防煙垂れ壁の作動の状況			
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況			
(28)			排煙設備の作動の状況			
(29)			自然排煙口の維持保全の状況			
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況			
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況			

番号	点 検 項 目			点検結果			特記事項
				指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(32)	その他の 設備等	非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況				
(33)			乗降ロビーの排煙設備の設置の状況				
(34)			乗降ロビーの排煙設備の作動の状況				
(35)			乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(36)			物品の放置の状況				
(37)			非常用エレベーターの作動の状況				
(38)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況				
(39)			非常用の照明装置の作動の状況				
(40)			照明の妨げとなる物品の放置の状況				
6 その他							
(1)	特殊な 構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況				
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況				
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）				
(4)			上部構造の可動の状況				
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況				
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
7 上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目		指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等			改善（予定）年月
[注意]							
[1] この書類は、建築物等ごとに作成してください。							
[2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。							
[3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先等を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。							
[4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「特記事項」欄までを取消線で抹消してください。							
[5] 「点検結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。							
[6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる点検項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。							
[7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。							
[8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。							
[9] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。							
[10] 配置図及び各階平面図を点検様式1－3の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む) のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。							
[11] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式1－4の様式に従い添付してください。							

(注意)

- [1] この書類は、建築物等ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先等を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「特記事項」欄までを取消線で抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる点検項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [10] 配置図及び各階平面図を点検様式1－3の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む) のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- [11] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式1－4の様式に従い添付してください。

関係写真
(敷地・構造)

部位	番号	点検項目等	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目等	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

(注意)

[1] この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。

[2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

[3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目等」は、それぞれ点検様式1－2の番号、点検項目等に対応したものを記入してください。

[4] 「点検結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

[5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

点検記録表
(換気設備)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目 等		点検結果				備考
			指摘 なし	要是正			
					既 存 不適格		
1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）							
(1)	機 械 換 気 設 備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	外気取り入れ口及び排気口への雨水等の防止措置の状況				
(2)			外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況				
(3)			各室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)			給気口、排気口及び居室内の空気を取り入れ口の取付けの状況				
(5)			風道の取付けの状況				
(6)			風道の材質				
(7)			給気機及び排気機の設置の状況				
(8)			換気扇による換気の状況				
(9)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各系統の換気量				
(10)			各室の換気量				
(11)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				
(12)	中 央 管 理 方 式 の 空 気 調 和 設 備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況				
(13)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(14)			空気調和設備の運転の状況				
(15)			空気ろ過器の点検口				
(16)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(17)		空気調和設備の性能	各室内の温度				
(18)			各室内の相対湿度				
(19)			各室の浮遊粉じん量				
(20)			各室の一酸化炭素含有率				
(21)			各室の二酸化炭素含有率				
(22)			各室の気流				
(23)			各室の吹き出し空気の分配の状況				
2 換気設備を設けるべき調理室等							
(1)	機 械 自 然 換 気 及 換 気 設 備	排気筒、排気フード及び煙突の材質					
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況					
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ					
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置					
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の機能確保の状況					
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況					
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離					
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況					
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）					
(10)	機 械 換 気 設 備	排気筒に設ける防火ダンパーの設置の状況					
(11)		換気扇による換気の状況					
(12)		機械換気設備の換気量					
3 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室							
(1)	防 火 ダ ン パ ー 等	防火ダンパーの設置の状況					
(2)		防火ダンパーの取付けの状況					
(3)		防火ダンパーの作動の状況					
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無					
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ					
(7)		防火区画の貫通措置の状況					
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置					
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況					

番号	点 検 項 目 等	点検結果			備考
		指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
4 上記以外の点検項目等					
特記事項					
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月

- (注意)
- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先等を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5] 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「特記事項」欄までを取消線で抹消してください。
- [6] 「点検結果」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [11] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3－3の様式に従い添付してください。

点検記録表
(排煙設備)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目 等			点検結果			備考
				指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1 令第123条第3項第1号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況				
(2)			排煙風道との接続の状況				
(3)			排煙口の設置の状況				
(4)			排煙口の周囲の状況				
(5)			屋外に設置された排煙口への雨水等の防止措置の状況				
(6)		排煙機のパフォーマンス	排煙口の開放と連動起動の状況				
(7)			作動の状況				
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況				
(9)			排煙機の排煙風量				
(10)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	その他	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置				
(12)			排煙口の周囲の状況				
(13)			排煙口の取付けの状況				
(14)			手動開放装置の設置の状況				
(15)			手動開放装置操作方法の表示の状況				
(16)		機械排煙設備の排煙口のパフォーマンス	手動開放装置による開放の状況				
(17)			排煙口の開放の状況				
(18)			排煙口の排煙風量				
(19)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				
(20)			煙感知器による作動の状況				
(21)		機械排煙設備の排煙風道 (隠蔽部分及び埋設部分を 除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(22)			排煙風道の取付けの状況				
(23)			排煙風道の材質				
(24)			防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況				
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況				
(26)		防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況				
(27)			防火ダンパーの作動の状況				
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ				
(31)			防火区画の貫通措置の状況				
(32)			連動型防火ダンパーの熱感知器の位置				
(33)			連動型防火ダンパーの熱感知器との連動の状況				
(34)		特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置				
(35)			排煙口及び給気口の周囲の状況				
(36)			排煙口及び給気口の取付けの状況				
(37)			手動開放装置の設置の状況				
(38)			手動開放装置操作方法の表示の状況				
(39)		特殊な構造の排煙設備の排煙口のパフォーマンス	排煙口の排煙風量				
(40)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				
(41)			煙感知器による作動の状況				
(42)		特殊な構造の排煙設備の給気風道 (隠蔽部分及び埋設部分を 除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(43)			給気風道の材質				
(44)			給気風道の取付けの状況				
(45)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況				
(46)			給気送風機の設置の状況				
(47)			給気風道との接続の状況				

番号	点 検 項 目 等			点検結果			備考
				指摘 なし	要是正		
					既 存 不 適 格		
(48)	その他	特殊な構造の 排煙設備の 給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況				
(49)			作動の状況				
(50)			電源を必要とする排煙設備給気送風機の予備電源による作動の状況				
(51)			給気送風機の排煙風量				
(52)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況					
(53)		特殊な構造の 排煙設備の 給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(54)			吸込口の周囲の状況				
(55)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
2 令第123条第3項第1号に規定する付室及び令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー							
(1)	令第123条第3項第1号に規定する付室及び令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況					
(2)		給気口の周囲の状況					
3 令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況					
(2)		手動降下装置による連動の状況					
(3)		煙感知器による連動の状況					
(4)		可動防煙壁の材質					
(5)		可動防煙壁の防煙区画					
(6)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況					
4 予備電源							
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画の貫通措置の状況				
(2)			発電機の発電容量				
(3)			発電機及び原動機の状況				
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(5)			空気槽の圧力				
(6)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況				
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(8)			自家用発電装置の取付けの状況				
(9)			屋内設置の場合の給排気の状況				
(10)			接地線の接続の状況				
(11)			絶縁抵抗				
(12)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況				
(13)			始動及び停止の状況				
(14)			運転の状況				
(15)			排気の状況				
(16)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
(17)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(18)	エンジン直結の排煙機	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況				
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(20)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況				
(21)			給気管及び排気管の取付けの状況				
(22)			Vベルト				
(23)			接地線の接続の状況				
(24)			絶縁抵抗				
(25)		直結エンジンの性能	始動及び停止の状況				
(26)			運転の状況				
(27)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
5 上記以外の点検項目等							

特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

- （注意）
- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先等を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - [4] 点検対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
 - [5] 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「特記事項」欄までを取消線で抹消してください。
 - [6] 「点検結果」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
 - [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
 - [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - [11] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3－3の様式に従い添付してください。

点検記録表
(非常用の照明装置)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目 等		点検結果			備考
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1 照明器具						
(1)	非常用の 照明器具	使用電球、ランプ等				
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況				
(2)		予備電源の性能				
(3)	照度	照度の状況				
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況				
(5)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
3 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	配 線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(2)		電気回路の接続の状況				
(3)		接続部（ただし幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況				
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況				
4 電池内蔵形の蓄電池						
(1)	配線及び 充電ランプ	充電ランプの点灯の状況				
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況				
5 電源別置形の蓄電池						
(1)	蓄 電 池	蓄電池室の外観	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			換気の状況			
(3)			蓄電池の設置の状況			
(4)		蓄電池の性能	電圧			
(5)			電解液比重			
(6)			電解液の温度			
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況			
(8)			キュービクルの取付けの状況			
6 自家用発電装置						
(1)	自 家 用 発 電 装 置	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			発電機の発電容量			
(3)			発電機及び原動機の状況			
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)			空気槽の圧力			
(6)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)			自家用発電装置の取付けの状況			
(10)			給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）			
(11)			接地線の接続の状況			
(12)			絶縁抵抗			
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況			
(14)			始動及び停止の状況			
(15)			音、振動等の状況			
(16)			排気の状況			
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			

番号	点 検 項 目 等	点検結果			備考
		指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
7	上記以外の点検項目等				
特記事項					
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

- （注意）
- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先等を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「特記事項」欄までを取消線で抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [10] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3－3の様式に従い添付してください。

点検記録表
(給水設備及び排水設備)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目 等		点検結果			備考	
			指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格		
1 飲料用の配管設備、排水設備							
(1)	(隠蔽部分及び埋設部分を除く。飲料用配管、排水配管)	配管の取付けの状況					
(2)		配管の腐食及び漏水の状況					
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況					
(4)		継手類の取付けの状況					
(5)		保温措置の状況					
(6)		防火区画等の貫通措置の状況					
(7)		配管の支持金物					
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況					
(9)		止水弁の設置の状況					
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況					
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況					
2 飲料水の配管設備							
(1)	給水タンク等 給水ポンプ等	給水タンク等の設置の状況					
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況					
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況					
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況					
(5)		給水ポンプの運転の状況					
(6)		給水タンク及ポンプ等の取付けの状況					
(7)	給湯設備 (循環ポンプを含む。)	ガス湯沸器の取付けの状況					
(8)		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造					
(9)		電気給湯器の取付けの状況					
3 排水設備							
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ					
(2)		排水槽の通気の状況					
(3)		排水漏れの状況					
(4)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況					
(5)	(中水道を含む。排水再利用配管設備)	雑用水の用途					
(6)		雑用水給水栓の表示の状況					
(7)		配管の標識等					
(8)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況					
(9)		消毒装置					
(10)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況				
(11)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況				
(12)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況				
(13)		配水管	公共下水道等への接続の状況				
(14)			雨水排水立て管の接続の状況				
(15)			排水の状況				
(16)			掃除口の取付けの状況				
(17)			雨水系統との接続の状況				
(18)			通気管の状況				
(19)			通気開口部の状況				
(20)			間接排水の状況				

番号	点 検 項 目 等	点検結果		備考
		指摘 なし	要是正	
			既 存 不適格	
特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

- （注意）
- [1]

この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2]

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3]

「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先等を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4]

該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「特記事項」欄までを取消線で抹消してください。
- [5]

「点検結果」欄は、別表第四（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [6]

「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第四（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7]

「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8]

「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9]

「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [10]

要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3－3の様式に従い添付してください。

点検記録表
(防火設備)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目 等			点検結果			備考
				指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1 防火扉							
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)			危害防止装置	作動の状況			
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器	設置位置				
(6)			感知の状況				
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(9)			結線接続の状況				
(10)			接地の状況				
(11)			予備電源への切り替えの状況				
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(13)			容量の状況				
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(15)			再ロック防止機構の作動の状況				
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況				
(17)			防火区画の形成の状況				
2 防火シャッター							
(1)	防火 シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況				
(3)			スプロケットの設置の状況				
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況				
(5)			ローラーチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況				
(6)		カーテン部	スラット及び座版の劣化等の状況				
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況				
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況				
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(14)			作動の状況				
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器	設置位置				
(16)			感知の状況				
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(19)			結線接続の状況				
(20)			接地の状況				
(21)			予備電源への切り替えの状況				
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(23)			容量の状況				
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(26)	総合的な作動の状況		防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)			防火区画の形成の状況				

番号	点 検 項 目 等	点検結果		備考
		指摘 なし	要是正	
			既 存 不適格	
特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

- （注意）
- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先等を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「特記事項」欄までを取消線で抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、別表第四（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第四（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [10] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3－3の様式に従い添付してください。
- [11] 点検対象建築物に防火設備がない場合は、この様式は省略して構いません。

関係写真
(建築設備 (昇降機を除く))

部位	番号	点検項目等	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目等	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

(注意)

[1] この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。

[2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

[3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目等」は、それぞれ点検様式3-2-1～3-2-4の番号、点検項目等に対応したものを記入してください。

[4] 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

[5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

確認用チェックシート

【建築物名称】

※支障有の場合、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

確認の実施日 年 月 日

[確認方法の凡例]

目視

目視

歩行

打診

作動

触診

聴診

臭気

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯浴室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)		
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	
建築物の敷地及び地盤面																			
地盤の不陸、傾斜等	地盤、舗装等																		
敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等により裂け目が発生するなど相対的な著しい段差がないか(舗装部分を除く)。		無 ☐	有 ☐																
舗装の不陸、傾斜、陥没や舗装面又は舗装仕上げ材のはく離等の著しい損傷はないか。		無 ☐	有 ☐																
側溝に著しい傾き、損傷はないか。また、清掃状況は良好か。		無 ☐	有 ☐																
樹ふた、マンホールなどにがたつきがないか。	 	無 ☐	有 ☐																
敷地内の排水		雨水樹・汚水樹																	
雨水樹や汚水樹などに排水不良や損傷はないか。また、樹内の清掃状況は良好か。		無 ☐	有 ☐																
植栽		植栽				屋上緑化													
植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育がないか。		無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐											
基礎				基礎															
周辺地盤と比較して沈下又は隆起、き裂その他損傷はないか。				無 ☐	有 ☐														
建具の開閉に支障がないか				無 ☐	有 ☐														
構造体力上主要な部分(土台、壁、柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり・けた)																			
木造				木造						木造									
木部に著しい腐朽、蟻害、変形等がないか。 [土台、柱、はり、斜材]				無 ☐	有 ☐														
基礎との緊結部にゆるみ、変形、傾斜がないか。 [土台、柱、斜材]				無 ☐	有 ☐														
緊結金物にさびその他の腐食がないか。 [柱、小屋組、斜材、はり・けた]				無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐								
建築物の傾斜又は変形が無い。建具の開閉に支障がないか	 			無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐								

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
【I-4】組積造(補強CB造を除く。)			組積造						組積造									
れんが、石等の仕上げ材に著しいき裂、脱落、欠損、移動がないか。 [壁]			無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐								
建築物の傾斜又は変形がないか。 [壁]			無 ☐	有 ☐														
補強コンクリートブロック(CB)造			補強CB造				補強CB造		補強CB造						補強CB造		補強CB造	
鉄筋のさび汁が出ていないか。 [壁]			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
建築物の傾斜又は変形がないか。 [壁]			無 ☐	有 ☐														
補強コンクリートブロックにき裂、はく落、欠損等がないか。 [壁]			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
鉄骨造			鉄骨造				鉄骨造		鉄骨造						鉄骨造		鉄骨造	
鉄骨造の鉄骨等にさび等の腐食がないか。 [柱、斜材、はり]			無 ☐	有 ☐														
柱脚部のコンクリートに著しいき裂がないか。 [柱、斜材]			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
建築物の傾斜又は変形がないか。 [柱、斜材、はり]			無 ☐	有 ☐														
柱、はりに変形がないか。 [柱、はり]							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
柱、はり、筋かい及びアンカーボルトに著しい損傷、さび等の腐食がないか。 [柱、斜材、はり]			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造			RC/SRC造				RC/SRC造		RC/SRC造						RC/SRC造		RC/SRC造	
柱、はり等の主要構造部コンクリートに著しいき裂がないか。 [壁、柱、床版、屋根版、はり]			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
鉄筋のさび汁が出ていないか。 [壁、柱、床版、屋根版、はり]			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
建築物の傾斜又は変形がないか。 [壁、柱、床版、屋根版、はり]			無 ☐	有 ☐														
鉄筋コンクリート造等のコンクリート部分に白華、さび、き裂、はく落、欠損等は見られないか。 [壁、柱、床版、屋根版、はり]			無 ☐	有 ☐														

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
柱、はりに変形がないか。 〔柱はり〕				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐
【Ⅰ-8】、【Ⅱ-1、2、4】屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁、パラペット、建具																			
屋上面(陸屋根)						屋上面													
屋根及び伸縮目地材部に土砂がたい積、又は雑草が繁茂し防水、排水の機能を損なうおそれはないか。						無 ☐	有 ☐												
パラペットの立上り面						パラペット													
パラペットに浮き、き裂、損傷、白華、腐食、漏水痕等がないか。						無 ☐	有 ☐												
笠木モルタル						笠木モルタル													
防水層、モルタル等の保護層に著しい浮きやき裂等の損傷がないか。						無 ☐	有 ☐												
金属笠木等						金属笠木													
笠木は変形、腐食等で脱落のおそれはないか。						無 ☐	有 ☐												
手すり、丸環等						手すり・丸環等													
金属類(点検歩廊、タラップ、手すり、窓清掃用丸環等)に著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。	 					無 ☐	有 ☐												
排水溝回り						排水溝ドレーン													
排水溝周りのモルタルに、一目で分かるひび割れや浮きがないか。						無 ☐	有 ☐												
ドレーンにさび、破損がないか。	 					無 ☐	有 ☐												
屋根(勾配屋根)						屋根葺材トップライト													
屋根ふき材(金属製又は瓦等)下地材及び緊結金物に変形、乱れ、割れ、腐食等がないか。						無 ☐	有 ☐												
トップライトに傷、割れ等による落下のおそれがないか。						無 ☐	有 ☐												
塔屋						塔屋													
建築物の傾斜又は変形がないか。						無 ☐	有 ☐												
補強コンクリートブロックにき裂、はく落、欠損等がないか。						無 ☐	有 ☐												
鉄筋のさびが出ていないか。						無 ☐	有 ☐												

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機械室)	
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
鉄骨造の鉄骨等にさび等の腐食がないか。								無 ☐	有 ☐										
柱脚部のコンクリートに著しいき裂がないか。								無 ☐	有 ☐										
鉄筋コンクリート造等のコンクリート部分に白華、さび、き裂、はく落、欠損等は見られないか。								無 ☐	有 ☐										
柱、はり等の主要構造部コンクリートに著しいき裂がないか。								無 ☐	有 ☐										
鉄骨の耐火被覆材にはく離がないか。								無 ☐	有 ☐										
外装仕上げ材等				外装仕上げ材等				外装仕上げ材等											
吹付けなどの塗装仕上げ材にチョーキング、浮き、はく落がないか。				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
タイル、モルタル、石等(乾式工法を除く)にき裂その他の損傷、変形、浮き若しくは白華がないか。				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
金属パネル仕上げ(銅製、アルミニウム製、ステンレス製等)において、変色、退色、膨れ、はがれ、腐食等がないか。				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
目地などのシーリング材のき裂等の劣化がないか。				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
タイル、石(乾式工法)にひび割れや欠損がないか。				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
コンクリート系パネルにさび汁をともなったひび割れや欠損がないか。				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
タラップ、庇、とい等				タラップ・庇・とい				タラップ・庇・とい											
タラップに著しいき裂、欠損、さび汁及び浮き、はらみ、はく離、はく落がないか。				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
タラップ、手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
仕上げ材にはく落、き裂、腐食等がないか。				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
ひさし部からの漏水、さび汁の痕跡がないか。				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
雨樋、支持金物等に著しいぐらつきがないか。 			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
附属仕上材・金物等			付属仕上材 金物				付属仕上材 金物											
仕上り材にはく落、き裂、腐食等がないか。 			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
窓サッシ等			窓サッシ等		窓サッシ等		窓サッシ等		窓サッシ等		窓サッシ等		窓サッシ等					
スチール製又は木製のサッシに著しい腐食がないか。 			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
引き違い形式建具の外れ止めストッパーが掛けられているか。 			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
窓の枠やシーリング材等に腐食、き裂などの劣化がないか。 			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
窓ガラスにき裂その他の損傷がないか、又は網入りガラスの場合、鉄線のさび等はないか。 			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
シャッター格納部分(まぐさ)やガイドレールに著しいさびや腐食がないか。 			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐												
バルコニー			バルコニー															
手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。 			無 ☐	有 ☐														
コンクリート造の場合、鉄筋のさび汁が発生していないか。また仕上り材のき裂、はく落等がないか。 			無 ☐	有 ☐														
鉄骨造の場合、塗装等のはがれやさび等がないか。 			無 ☐	有 ☐														
天井仕上り材(内装制限がある場合)					天井仕上り材				天井仕上り材		天井仕上り材		天井仕上り材		天井仕上り材		天井仕上り材	
天井の仕上り材に著しいずれ等がないか。 					無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
天井材、仕上り材(コンクリート、モルタル等)にあばれ、き裂、浮き、はく離がないか。 					無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
点検口本体及び枠にずれ、変形、腐食等がないか。 					無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
内装壁仕上り材等					内装壁仕上り材				内装壁仕上り材		内装壁仕上り材		内装壁仕上り材		内装壁仕上り材		内装壁仕上り材	
内装仕上り材に著しいずれ等がないか。 					無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
内装、仕上げ材(コンクリート、モルタル等)にあばれ、き裂、浮き、はく離がないか。 〔Ⅱ-2〕						無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐
照明器具、懸垂物等の落下防止対策				懸垂物・付属物		懸垂物・付属物		懸垂物・付属物		懸垂物・付属物		懸垂物・付属物		懸垂物・付属物		懸垂物・付属物		懸垂物・付属物	
つり下げ案内表示板等の附属物に著しいぐらつきがないか。				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
固定式防煙垂れ壁等の附属物に著しいぐらつきがないか。						無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐
石綿使用材料						断熱材 耐火被覆		断熱材 耐火被覆		断熱材 耐火被覆		断熱材 耐火被覆		断熱材 耐火被覆		断熱材・吸音材 耐火被覆		断熱材・吸音材 耐火被覆	
石綿の表面に毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、損傷・欠陥、床面に破片、下地との遊離がないか。						無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
石綿材料の飛散防止措置						飛散防止・封じ 込め箇所		飛散防止・封じ 込め箇所		飛散防止・封じ 込め箇所		飛散防止・封じ 込め箇所		飛散防止・封じ 込め箇所		飛散防止・封じ 込め箇所		飛散防止・封じ 込め箇所	
石綿飛散防止剤又は囲い込み材にき裂、剥落等の劣化又は損傷がないか。						無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☒	無 ☐	有 ☐
高架水槽、冷却塔、手すり、煙突、その他建築物の屋外に取り付けるもの																			
機器、工作物本体及び接合部		煙突・囲障						煙突・囲障・高 蓋水槽・冷却塔											
建築設備等の囲障(ルーバー等)の本体に著しい損傷、変形、腐食がないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐										
建築設備等の囲障(ルーバー等)の接合部分に著しい損傷、変形、腐食がないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐										
鉄塔の鉄骨部材及び溶接部にき裂、変形、塗装の劣化、さび等の腐食がないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐										
本体の固定部にき裂、腐食がないか。								無 ☐	有 ☐										
本体を固定するアンカーボルトにゆるみがないか。								無 ☐	有 ☐										
本体を固定するアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。								無 ☐	有 ☐										
コンクリート基礎部にき裂、欠損、さび汁等がないか。								無 ☐	有 ☐										
支持部材				雨樋等				雨樋等											
支持部材の緊結金物に腐食がないか。	 			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
基礎、架台部分にき裂その他の損傷、変形又は腐食がないか。	 			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
煙突本体及び建築物との接合部			煙突				煙突											
煙突が傾斜していないか。			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
煙突及び附属物(タラップ、天板等)に著しいき裂、欠損、さび汁及び浮き、はらみ、はく離、はく落がないか。	 		無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
煙突と建物の接合部にひび割れはないか。			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
付帯金物			金属製の部品				金属製の部品											
付帯金物に腐食や損傷がないか。			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
エキスパンションジョイント金物			EXP. J								EXP. J							
エキスパンションジョイントカバー部材に著しいずれ等がないか。			無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐						
避雷針、避雷導線等			避雷針等				避雷針											
避雷針の支柱に腐食や損傷等がないか。	 		無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
避雷針の突針、支持管に著しい傾き、曲がり、ぐらつきがないか。	 		無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
避雷導線接続部にゆるみ、脱落、断線がないか。	 		無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
接地用端子箱の端子等にゆるみ、脱落、断線がないか。	 		無 ☐	有 ☐														
屋上緑化設備							屋上緑化											
灌水、散水設備に損傷又は作動不良がないか。							無 ☐	有 ☐										
排水溝、ドレンに植栽土、枯葉等の堆積がないか。							無 ☐	有 ☐										
植栽に育成不良、枯れ、病害虫の発生、雑草の生育がないか。							無 ☐	有 ☐										
床及び階段																		
共通			床		床 自動扉		床・階段		床		床・階段		床		床		床	
床仕上げ材の欠損、はく離、浮きなどで歩行等に支障がないか。			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)			屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)			建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機械室)	
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
自動扉の感知方式が床感知式の場合、マット等床検知部のはく離、浮き、変形等により歩行に支障となっていないか。					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐							
エキスパンションジョイント(Exp.J)カバー部に著しいずれ等がないか。												無 ☐	有 ☐							
手すりその他に著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。	 		無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐							
屋外階段			屋外階段				屋根													
コンクリート造の場合、鉄筋のさび汁が発生していないか。また仕上げ材のき裂、はく落等がないか。			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐												
鉄骨造の場合、塗装等のはがれやさび等がないか。			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐												
屋根又は支柱の著しいき裂、損傷、腐食などがないか。			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐												
床材料					床材料					床材料			床材料							
建物内機器や外部を通行する車両等による振動等が床に発生していないか。					無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐						
仕上げ材料、下地					床仕上げ					床仕上げ			床仕上げ		床仕上げ		床仕上げ		床仕上げ	
床仕上げ材の欠損、はく離、浮きなどで歩行等に支障がないか。					無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐
床仕上げ材の摩耗等により滑りやすくなっていないか。	 				無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐						
二重床										二重床			二重床							
歩行時等に床に著しいぐらつきがないか。										無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐						
階段その他に用いる滑り止め												階段								
階段の滑り止めが浮き、欠損、変形等で歩行に支障がないか。												無 ☐	有 ☐							
視覚障害者誘導ブロック		誘導ブロック			誘導ブロック					誘導ブロック			誘導ブロック							
通路等にある視覚障害者誘導用ブロック等に、ぐらつき、欠損、はく離、浮き又は変退色がないか。	 	無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐						
床点検口					点検口					点検口			点検口		点検口		点検口		点検口	
床点検口に著しいぐらつきや開閉に不具合がないか。	 				無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)		
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	
【I-17】防火区画を構成する床、壁、柱及びはり																			
防火区画の部材									区画の部材		区画の部材		区画の部材		区画の部材		区画の部材		
防火区画に使用されている部材に著しいき裂、損傷、腐食などがないか。									無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	
鉄骨の耐火被覆材									耐火被覆材						耐火被覆材		耐火被覆材		
耐火被覆材にはく離がないか。									無	有					無	有	無	有	
防火区画を構成する床									区画の床		区画の床				区画の床		区画の床		
防火区画を構成する床に耐火性能を損なうき裂等の損傷がないか。									無	有	無	有			無	有	無	有	
防火区画を構成する壁									区画の壁		区画の壁				区画の壁		区画の壁		
防火区画を構成する壁に耐火性能を損なうき裂等の損傷がないか。									無	有	無	有			無	有	無	有	
配管、ダクト等の防火区画貫通処理									貫通部		貫通部				貫通部		貫通部		
配管、ダクト等が防火区画を貫通する部分ですきま等がないか。									無	有	無	有			無	有	無	有	
防火扉、防火シャッター及び防火ダンパー																			
防火設備本体と枠(防火シャッター・扉)				防火シャッター		防火シャッター					防火シャッター								
シャッター等に著しい損傷、変形、腐食がないか。				無	有	無	有				無	有							
シャッター格納部分(まぐさ)やガイドレールに著しいさびや腐食がないか。				無	有	無	有				無	有							
防火設備本体と枠(防火扉・防火シャッター・防煙ダンパー)								ダンパー		防火戸 排煙窓		防火戸 排煙窓				ダンパー		ダンパー	
防火ダンパーが閉状態になっていないか。								無	有							無	有	無	有
ダクトとの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。	 							無	有							無	有	無	有
手動開放装置に損傷、変形、腐食がないか。	 							無	有	無	有					無	有	無	有
撤去された防火扉はないか。								無	有	無	有								
本体と枠に、耐火性能を損なうおそれのある著しいき裂とその他の損傷、変形、腐食がないか。								無	有	無	有								
ヒンジ、ドアクローザー等の金物に異常、損傷はないか。								無	有	無	有								

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機械室)		
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	
防火設備の作動			防火戸 シャッター		防火戸 シャッター				防火戸		防火戸 シャッター								
扉の引きずり等作動時に支障がないか。									無 □	有 □		無 □	有 □						
防火扉及びびくぐり戸の開閉機能に著しい障害がないか。					無 □	有 □			無 □	有 □		無 □	有 □						
防火戸、シャッター等の作動状態は良好か。			無 □	有 □		無 □	有 □					無 □	有 □						
防火戸、シャッター等の開閉時に異音がないか。	 		無 □	有 □		無 □	有 □					無 □	有 □						
自動閉鎖式のシャッターの場合、障害物を感知し停止するなどの安全装置は正常に作動するか。			無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □						
雨水の侵入を防止し、又は排除するための建築物の部分																			
屋根材料					内装材		屋根材料		内装材		内装材		内装材		内装材		内装材		
防水層、モルタル等の保護層に著しい浮きやき裂等の損傷がないか。							無 □	有 □											
塗膜防水のトップコートに変退色や劣化がないか。							無 □	有 □											
天井材等に漏水の痕跡がないか。					無 □	有 □			無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □
伸縮目地材、シーリング材、塗材等に変形や劣化、欠損はないか。							無 □	有 □											
外壁材料					内装		内外装		内装		内装		内装		内装		内装		
内装仕上げ材等に漏水の痕跡がないか。					無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □	
排水溝							屋上												
排水不良による水たまりができていないか。							無 □	有 □											
ルーフトレンが閉塞していないか。							無 □	有 □											
建具回り		建具回り	建具回り	建具回り	建具回り	建具回り	建具回り	建具回り	建具回り	建具回り	建具回り	建具回り	建具回り	建具回り	建具回り	建具回り	建具回り	建具回り	
窓の下部に雨水の侵入や結露水が室内にあふれた等の痕跡が無いか。					無 □	有 □			無 □	有 □		無 □	有 □						
窓の枠やシーリング材等に腐食、き裂、硬化などの劣化がないか。			無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □

確認部位・手段	建築物の敷地			建築物の外部			建築物の内部 (玄関、ロビー等)			屋上・塔屋			建築物の内部 (室内)			建築物の内部 (廊下、階段等)			建築物の内部 (便所、湯沸室等)			建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)			建築物の内部 (電気室、自家発電機械室)		
	支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号				
窓ガラスにき裂その他の損傷がないか、又は網入りガラスの場合、鉄線のさび等はないか。																											
外部に面するドアで、降雨後の雨水の侵入又はその痕跡がないか。																											
ドアの枠やシーリング材等に腐食、き裂などの劣化がないか。																											
電気ハンドホール内において、管口の止水材(シーリング材)の浮き又は脱落がないか。		無 □	有 □																								
電気ハンドホール内に水が溜まっていて、漏電などのおそれがないか。		無 □	有 □																								
桟ふた、マンホールなどにがたつきがないか。	 	無 □	有 □																								
静種を必要とする室													給排気口	給排気口	給排気口												
排気口及び給気口からの風速が大きく騒音を発生していないか。													無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □									

建具

建具共通		窓・ドア等			窓・ドア等			窓・ドア等			窓・ドア等			窓・ドア等			窓・ドア等			窓・ドア等		
窓の開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。	 																					
窓の施錠又は解錠に不具合がないか。																						
窓の下部に雨水の侵入や結露水が室内にあふれた等の痕跡が無いか。																						
窓の枠やシーリング材等に腐食、き裂、硬化などの劣化がないか。																						
ドアの開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。	 																					
ドアの施錠又は解錠に不具合がないか。																						
ドアの枠やシーリング材等に腐食、き裂などの劣化がないか。																						

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
ドア、取手、錠、取り付け金具(蝶番、ヒンジ、ドアクローザー等)等に著しいき裂その他の損傷、変形、腐食、ねじのゆるみがないか。				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
自動扉の作動				自動扉															
自動扉の開閉機能に障害がないか。					無 ☐	有 ☐													
自動扉に著しいさびや腐食がないか。					無 ☐	有 ☐													
扉が障害物を感知し停止するなどの安全装置は正常に作動するか。					無 ☐	有 ☐													
防護策、手すりその他																			
階段各部										階段									
手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。	 									無 ☐	有 ☐								
メンテナンス用タラップ						メンテナンス用タラップ								メンテナンス用タラップ					
タラップに著しいき裂、欠損、さび汁及び浮き、はらみ、はく離、はく落がないか。	 					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐				
金属類(点検歩廊、タラップ、手すり、窓清掃用丸環等)に著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。	 					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐				
特別避難階段の付室の窓										付室の窓									
外気に向かって開くことができる窓に開閉不良がないか。										無 ☐	有 ☐								
窓の施錠又は解錠に不具合がないか。										無 ☐	有 ☐								
非常用EVの乗降ロビーの窓										乗降ロビーの窓									
外気に向かって開くことができる窓に開閉不良がないか。										無 ☐	有 ☐								
避難上有効なバルコニーの手すり等										手すり									
手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。	 									無 ☐	有 ☐								
コンクリート造の場合、鉄筋のさび汁が発生していないか。また仕上げ材のき裂、はく落等がないか。										無 ☐	有 ☐								
鉄骨造の場合、塗装等のはがれやさび等がないか。										無 ☐	有 ☐								

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
避難器具											避難器具							
避難ハッチに開閉不良がないか。											無☐ 有☐							
避難器具が使用できない状態にないか。	 										無☐ 有☐							
防護柵											防護柵							
防護柵に著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。	 										無☐ 有☐							
コンクリート造の場合、鉄筋のさび汁が発生していないか。また仕上げ材のき裂、はく落等がないか。											無☐ 有☐							
鉄骨造の場合、塗装等のはがれやさび等がないか。											無☐ 有☐							
防煙壁					防煙壁				防煙壁		防煙壁		防煙壁		防煙壁		防煙壁	
固定式防煙垂れ壁等の附属物に著しいぐらつきがないか。	 				無☐ 有☐				無☐ 有☐		無☐ 有☐		無☐ 有☐		無☐ 有☐		無☐ 有☐	
屋内及び屋外の案内表示																		
案内表示	案内表示		案内表示		案内表示				案内表示		案内表示		案内表示		案内表示		案内表示	
つり下げ案内表示板等の附属物に著しいぐらつきがないか。	 				無☐ 有☐				無☐ 有☐		無☐ 有☐		無☐ 有☐		無☐ 有☐		無☐ 有☐	
案内表示が汚れ、腐食、経年劣化等により見づらくなっているかないか。		無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐					無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐	
設備機器																		
分電盤・動力制御盤	受変電機器		盤類				受変電機器		盤類		盤類				盤類		受変電機器	
受変電機器キャビネット外板に著しい損傷、変形、腐食がないか。		無☐ 有☐					無☐ 有☐									無☐ 有☐		
受変電機器機器本体から異音がないか。		無☐ 有☐					無☐ 有☐									無☐ 有☐		
受変電機器機器本体から異臭がないか。		無☐ 有☐					無☐ 有☐									無☐ 有☐		
盤類に著しい損傷、変形、腐食がないか。			無☐ 有☐				無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐			無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐		
盤類の扉開閉部に損傷、変形がないか。			無☐ 有☐				無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐			無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐	無☐ 有☐		

確認部位・手段		建築物 の敷地		建築物 の外部		建築物 の内部 (玄関、ロビー 等)		屋上・塔屋		建築物 の内部 (室内)		建築物 の内部 (廊下、階段等)		建築物 の内部 (便所、湯沸室 等)		建築物 の内部 (空調機械室、 EV機械室等)		建築物 の内部 (電気室、 自家発電機室)		
		支障の有無	別紙 番号	支障の有無	別紙 番号	支障の有無	別紙 番号	支障の有無	別紙 番号	支障の有無	別紙 番号	支障の有無	別紙 番号	支障の有無	別紙 番号	支障の有無	別紙 番号	支障の有無	別紙 番号	
盤類から高温状態、振動、異音、異臭がないか。	  			無	有			無	有	無	有	無	有			無	有	無	有	
				☐	☐			☐	☐	☐	☐	☐	☐			☐	☐	☐	☐	
盤類の内部機器に変色、変形、破損または、さび等の腐食がないか。				無	有			無	有	無	有	無	有			無	有	無	有	
				☐	☐			☐	☐	☐	☐	☐	☐			☐	☐	☐	☐	
盤又は支持金物にぐらつきがないか。	 			無	有			無	有	無	有	無	有			無	有	無	有	
				☐	☐			☐	☐	☐	☐	☐	☐			☐	☐	☐	☐	
盤類の防水パッキン等に変形、損傷がないか。				無	有			無	有											
				☐	☐			☐	☐											
盤内に雨水の浸入又はその痕跡がないか。				無	有			無	有											
				☐	☐			☐	☐											
端子盤				端子盤				端子盤		端子盤		端子盤				端子盤		端子盤		
盤類に著しい損傷、変形、腐食がないか。				無	有			無	有	無	有	無	有			無	有	無	有	
				☐	☐			☐	☐	☐	☐	☐	☐			☐	☐	☐	☐	
盤類の扉開閉部に損傷、変形がないか。				無	有			無	有	無	有	無	有			無	有	無	有	
				☐	☐			☐	☐	☐	☐	☐	☐			☐	☐	☐	☐	
盤類から高温状態、振動、異音、異臭がないか。	  			無	有			無	有	無	有	無	有			無	有	無	有	
				☐	☐			☐	☐	☐	☐	☐	☐			☐	☐	☐	☐	
盤類の内部機器に変色、変形、破損または、さび等の腐食がないか。				無	有			無	有	無	有	無	有			無	有	無	有	
				☐	☐			☐	☐	☐	☐	☐	☐			☐	☐	☐	☐	
盤又は支持金物にぐらつきがないか。	 			無	有			無	有	無	有	無	有			無	有	無	有	
				☐	☐			☐	☐	☐	☐	☐	☐			☐	☐	☐	☐	
照明器具・スイッチ・コンセント				外部照明器具・SW・コンセント		照明器具・SW・コンセント		照明器具・SW・コンセント		照明器具・SW・コンセント		照明器具・SW・コンセント		照明器具・SW・コンセント		照明器具・SW・コンセント		照明器具・SW・コンセント		
照明器具の入切りの作動及び点灯は正常か。				無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	
				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
照明器具類から異音や異臭がないか。	 			無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	
				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
蛍光管等に球切れ、ちらつきがないか。				無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	
				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
照明器具類及び支持金物等に損傷、変形、腐食がないか。				無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	
				☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか。	 			無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	
				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
(外部)コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類から異臭がないか。 [I-27]				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
(外部)コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類に著しい損傷、変形、腐食がないか。 [I-27]				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
(外部)コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類又は支持金物にぐらつきがないか。 [I-27]				無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☒	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
監視カメラ		監視カメラ		監視カメラ		監視カメラ				監視カメラ		監視カメラ							
監視カメラ等の機器から異音、発熱がないか。	 	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐						
監視カメラが遠隔操作において、操作指示にしたがい作動するか。		無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐						
監視カメラ等の支持金物・支柱等にぐらつき、傾き及び著しいさび等の腐食がないか。	 	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐						
監視カメラ等のモニタに画像の乱れ、雑音等が入っていないか。	 									無 ☐	有 ☐								
自動火災報知設備										火災報知設備		火災報知設備		ガス漏れ検知器		火災報知設備 ガス漏れ検知器		火災報知設備	
受信機、発信機等の機器にはこり等が付着していないか。										無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
受信機、発信機等の機器から、異音、発熱がないか。	 									無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
インターホンに雑音等が入っていないか。										無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
煙感知器、熱感知器に著しい汚れや腐食等がないか。										無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
ガス漏れ検知器の機器にはこり等が付着していないか。														無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐		
ガス漏れ検知器の機器から、異音・発熱がないか。	 													無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐		
音声誘導装置				音声誘導装置															
音声誘導装置が正常に作動するか。						無 ☐	有 ☐												
音声誘導装置の本体及び支持金物・支柱等にぐらつき、傾き及び著しいさび等の腐食がないか。	 					無 ☐	有 ☐												

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋	建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機械室)	
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
インターホン																	
インターホンが正常に作動するか。					無 ☐	有 ☐											
インターホンの本体及び支持金物・支柱等にぐらつき、傾き及び著しいさび等の腐食がないか。	 				無 ☐	有 ☐											
トイレ等呼び出し装置																	
トイレ等呼び出し装置が正常に作動するか。												無 ☐	有 ☐				
トイレ等呼び出し装置の本体及び支持金物等にぐらつき、著しいさび等の腐食がないか。	 											無 ☐	有 ☐				
太陽光発電装置																	
太陽光発電装置	太陽光発電装置						太陽光発電装置										
コンクリート基礎に著しいき裂等の損傷、又は基礎が不同沈下していないか。		無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐									
架台等の固定ボルトにゆるみがないか。		無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐									
太陽光発電装置が正常に作動するか。		無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐									
風力発電装置																	
風力発電装置	風力発電装置						風力発電装置										
コンクリート基礎に著しいき裂等の損傷、又は基礎が不同沈下していないか。		無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐									
架台等の固定ボルトにゆるみがないか。		無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐									
風力発電装置が正常に作動するか。		無 ☐	有 ☐				無 ☐	有 ☐									
構内情報通信網装置																	
構内情報通信網装置	通信装置																
装置から異音、発熱がないか。		無 ☐	有 ☐														
装置に著しい汚れや腐食等がないか。		無 ☐	有 ☐														
構内交換機(PBX)																	
構内交換機が正常に作動するか。									無 ☐	有 ☐							
構内交換機から異音、発熱がないか。									無 ☐	有 ☐							

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機械室)	
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
構内交換機に著しい損傷、変形、腐食がないか。									無 ☐	有 ☐								
拡声装置			拡声装置						拡声装置		拡声装置							
拡声装置が正常に作動するか。			無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐					
拡声装置の支持金物・支柱等にぐらつき、傾き及び著しいさび等の腐食又はこれらの接合部における緩みがないか。	 		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐					
映像・音響装置									映像装置等									
映像、音響装置が正常に作動するか。									無 ☐	有 ☐								
映像、音響装置の支持金物・支柱等にぐらつき、傾き及び著しいさび等の腐食又はこれらの接合部における緩みがないか。	 								無 ☐	有 ☐								
情報表示装置					情報表示装置				情報表示装置									
情報表示装置が操作に従い作動するか。					無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐								
情報表示装置の支持金物・支柱等にぐらつき、傾き及び著しいさび等の腐食がないか。	 				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐								
テレビ共同受信装置			テレビアンテナ等				テレビアンテナ等											
テレビアンテナの支柱に腐食や損傷等がないか。	 		無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
テレビ電波障害防除装置			電波障害防除装置				電波障害防除装置											
テレビアンテナの支柱に腐食や損傷等がないか。	 		無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
駐車場管制装置		管制装置																
駐車場管制装置が正常に作動するか。		無 ☐	有 ☐															
駐車場管制装置に変形、破損、さび、腐食、緩み等はないか。	 	無 ☐	有 ☐															
入退室管理装置					入退室管理装置													
入退室管制装置が正常に作動するか。					無 ☐	有 ☐												
入退室管制装置に変形、破損、ゆるみ等はないか。					無 ☐	有 ☐												

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
航空障害灯			航空障害灯				航空障害灯											
航空障害灯が点灯するか。			無	有			無	有										
航空障害灯及び支持金物等に損傷、変形、腐食がないか。			無	有			無	有										
予備電源																	予備電源	
予備電源の本体及び接合部に腐食又は緩みがないか。																	無	有
蓄電池に損傷、腐食、液漏れがないか。																	無	有
本体の固定部にき裂、腐食がないか。																	無	有
本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。																	無	有
本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。																	無	有
自家発電装置																	自家発電設備	
自家発電設備本体に著しい損傷、変形、腐食がないか。																	無	有
発電機が起動するか。																	無	有
本体の固定部にき裂、腐食がないか。																	無	有
本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。																	無	有
本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。																	無	有
自家発電設備本体及び燃料槽又は冷却水系統配管に油漏れ、水漏れがないか。																	無	有
外灯	外灯																	
照明器具本体やその付近に異音、異臭がないか。	 	無	有															

確認部位・手段	建築物の敷地			建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
タイマーによる自動点滅器等による入り切りの作動において、設定にしたい作動点灯するか。		無 ☐	有 ☐																
照明器具やポール等に広範囲にわたり損傷、変形及び広範囲にわたるさびがないか。 [I -33]		無 ☐	有 ☐																
照明器具やポール等に、ぐらつき、傾きがないか。	 	無 ☐	有 ☐																
電光掲示板	電光掲示板																		
電光掲示板が操作に従い作動するか。		無 ☐	有 ☐																
電光掲示板に著しい腐食、損傷、異音等はないか。	 	無 ☐	有 ☐																
電光掲示板の支持金物・支柱等にぐらつき、傾き及び著しいさび等の腐食がないか。	 	無 ☐	有 ☐																
構内配電線路	配電線路																		
配線にき裂、損傷、変色、腐食、変形等の劣化や断線がないか。		無 ☐	有 ☐																
構内通信線路	通信線路																		
装置から異音、発熱がないか。		無 ☐	有 ☐																
装置に著しい汚れや腐食等がないか。		無 ☐	有 ☐																
配線にき裂、損傷、変色、腐食、変形等の劣化や断線がないか。		無 ☐	有 ☐																
熱源機器	冷却塔・室外機 熱源機器					冷却塔・室外機 熱源機器								熱源機器					
熱源機器本体に損傷、変形、き裂がないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐			
熱源機器本体から異音、異臭はないか。	 	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐			
冷却塔本体に著しい腐食、損傷、異常振動、異音等はないか。	 	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐			
空調機用室外機本体に著しい腐食、損傷、異常振動、異音等はないか。	 	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐			

確認部位・手段	建築物の敷地			建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
ブロー装置や薬液注入装置の作動状態は良好か。また、水槽内は定期的に清掃を行っているか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐		
本体の固定部にき裂、腐食がないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐		
本体を固定するアンカーボルトにゆるみがないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐		
本体を固定するアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐		
オイルタンク	オイルタンク															サービスタンク	オイルタンク		
オイルサービスタンクに傾きや破損等はないか。																無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
防油堤内に漏油がないか。																無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
自家発電設備用燃料は規定量確保されているか。																		無 ☐	有 ☐
オイルタンクの付近に可燃物はないか。また、上部が駐車スペースとなっていないか。		無 ☐	有 ☐															無 ☐	有 ☐
オイルタンクが埋設されている場合、地表面の損傷等はないか。また、マンホール蓋の割れ、変形、ぐらつきはないか。		無 ☐	有 ☐															無 ☐	有 ☐
空調調和機等(空調機・FCU・空気清浄装置)										エアコン・FCU						空調調和機、エアコン、FCU	空調調和機、エアコン、FCU		
加湿器から十分な噴霧が行われているか。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
機器からの異常振動、異音等はないか。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
内部のドレンパン等に著しい腐食はないか。また、排水状況は良好か。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
エアフィルターは汚れ等で目詰まりしていないか。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
機器本体の固定部にき裂、腐食がないか。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
機器本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
機器本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。										無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		
送風機類														送風機		送風機		送風機	
送風機は正常に作動するか。																無 ☐	有 ☐		
送風機本体に損傷、変形、き裂がないか。																無 ☐	有 ☐		
送風機本体から異音、異常振動、異臭がないか。	 												無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
モーター部分等に異臭がないか。																無 ☐	有 ☐		
ファンベルトに傷はないか。																無 ☐	有 ☐		
送風機本体の架台部分にき裂、腐食がないか。	 															無 ☐	有 ☐		
送風機本体の架台固定用又は吊り用のアンカーボルトにゆるみがないか。	 															無 ☐	有 ☐		
送風機本体の架台固定用又は吊り用のアンカーボルト周囲のコンクリートに著しいき裂その他の損傷がないか。																無 ☐	有 ☐		
ポンプ類																ポンプ			
本体に損傷、変形、き裂、水漏れ等がないか。																無 ☐	有 ☐		
本体からの異常振動、異音等はないか。	 															無 ☐	有 ☐		
本体の固定部にき裂、腐食がないか。																無 ☐	有 ☐		
本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。																無 ☐	有 ☒		
本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。																無 ☐	有 ☐		
消火機器(消火器含む)								屋内消火栓設備	屋内消火栓設備 ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾗｰﾍｯﾄﾞ	屋内消火栓設備 ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾗｰﾍｯﾄﾞ	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾗｰﾍｯﾄﾞ	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾗｰﾍｯﾄﾞ	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾗｰﾍｯﾄﾞ	屋内消火栓設備	不活性ガス消火設備等ﾍｯﾄﾞ				
消火栓箱に著しい損傷、変形、腐食がないか。								無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐		

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
消火栓箱の扉開閉部に損傷、変形がないか。また、開閉することができるか。							無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐	
スプリンクラー設備等ヘッドに著しい傾き、変形、腐食等がないか。									無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐				
不活性ガス消火設備等ヘッドに著しい傾き、変形、腐食等がないか。																	無 ☐	有 ☐
中央監視装置							中央監視装置											
中央管理室において制御又は作動の状況が確認できないこと。	 						無 ☐	有 ☐										
自動制御機器							自動制御機器						自動制御機器		自動制御機器			
自動制御機器の室内の温湿度調節器・検出器で著しい損傷、変形がないか。							無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐
自動制御機器の室内の温湿度調節器・検出器で周囲に複写機などの発熱体はないか。							無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐
配線、配管及び風道その他のダクト																		
ダクト(給排気口・排煙口含む)						空調・換気用ダクト							空調・換気用ダクト		空調・換気用ダクト			
ダクトの保温材がはく離又は濡れていないか。	 					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	
ダクトから空気の漏れはないか。						無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	
ダクトの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。	 					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	
ダクトに異音、異常振動がないか。	 					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	
ダクトの支持、固定部にぐらつき、き裂、腐食がないか。	 					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	
ダンパー、防火・防煙ダンパー						ダンパー 防火ダンパー							ダンパー 防火ダンパー		ダンパー 防火ダンパー			
ダンパーの開閉不良等、作動不良をおこしていないか。	 					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	
防火ダンパーが閉状態になっていないか。						無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	
ダクトとの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。	 					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	

確認部位・手段		建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
支持金物								ケーブルラック等								ケーブルラック等		ケーブルラック等	
ケーブルラック、バスダクト及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。								無	有							無	有	無	有
								☐	☐							☐	☐	☐	☐
ケーブルラック、バスダクトの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。	 							無	有							無	有	無	有
								☐	☐							☐	☐	☐	☐
ケーブルラック、バスダクトに部分的な高温状態、振動がないか。	 							無	有							無	有	無	有
								☐	☐							☐	☐	☐	☐
配管(冷温水、冷却水)								冷温水・冷却水・油・ガス		冷温水・ガス				ガス配管		冷温水・油・ガス		油・ガス配管	
配管、バルブに損傷、変形、腐食等の劣化がみられ、かつ、当該部分から外部に漏水、油漏れの痕跡がないか。								無	有	無	有			無	有	無	有	無	有
								☐	☐	☐	☐			☐	☐	☐	☐	☐	☐
配管の保温材がはく離又は濡れていないか。	 							無	有	無	有			無	有				
								☐	☐	☐	☐			☐	☐				
配管に異音、異常振動がないか。	 							無	有	無	有			無	有	無	有	無	有
								☐	☐	☐	☐			☐	☐	☐	☐	☐	☐
配管から異臭がないか。								無	有	無	有			無	有	無	有	無	有
								☐	☐	☐	☐			☐	☐	☐	☐	☐	☐
配管及び支持金物等にぐらつきがないか。								無	有	無	有			無	有	無	有	無	有
								☐	☐	☐	☐			☐	☐	☐	☐	☐	☐
配線				電気配線				電気配線		電気配線						電気配線		電気配線	
電気露出配管及び配線に損傷がないか。				無	有			無	有	無	有					無	有	無	有
				☐	☐			☐	☐	☐	☐					☐	☐	☐	☐
ボックス類及び支持金物等にぐらつきがないか。				無	有			無	有	無	有					無	有	無	有
				☐	☐			☐	☐	☐	☐					☐	☐	☐	☐
ボックス類及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。				無	有			無	有	無	有					無	有	無	有
				☐	☐			☐	☐	☐	☐					☐	☐	☐	☐
ボックス類に部分的な高温状態、振動がないか。	 			無	有			無	有	無	有					無	有	無	有
				☐	☐			☐	☐	☐	☐					☐	☐	☐	☐
昇降機																昇降機			
巻上機、ロープ及びガイドレールに変形、損傷、さび、摩耗がないか。																無	有		
																☐	☐		
安全装置の作動不良がないか。																無	有		
																☐	☐		

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
排煙設備																		
排煙機													排煙機					
排煙機は正常に作動するか。													無 ☐	有 ☐				
排煙機からの異常振動、異音等はないか。	 												無 ☐	有 ☐				
モーター部分等に異臭がないか。													無 ☐	有 ☐				
ファンベルトに傷はないか。													無 ☐	有 ☐				
排煙風道及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。													無 ☐	有 ☐				
予備電源での起動、運転が可能か。													無 ☐	有 ☐				
排煙機本体の架台部分にき裂、腐食がないか。													無 ☐	有 ☐				
ダクト(給排気口・排煙口含む)						排気口・給気口		排気口・給気口・排煙口		排気口・給気口・排煙口			排気口・給気口・排煙口		排気口・給気口・排煙口			
ダクトの保温材がはく離又は濡れていないか。	 					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐
ダクトから空気の漏れはないか。						無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐
ダクトの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。	 					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐
ダクトに異音、異常振動がないか。	 					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐
ダクトの支持、固定部にぐらつき、き裂、腐食がないか。	 					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐
排煙口、排煙窓が障害物等により作動が妨害されていないか。故障等により機能は損なわれていないか。	 							無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐						
非常用電源													非常用電源					
始動用蓄電池に著しい損傷、変形、腐食がないか。													無 ☐	有 ☐				

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)		
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	
始動用蓄電池に液漏れはないか。																無 □	有 □		
操作機器等									手動開放装置	手動開放装置									
手動開放装置に損傷、変形、腐食がないか。 [I -26]									無 □	有 □		無 □	有 □						
換気設備																			
送風機類												換気扇・送風機							
便所、湯沸室使用時に換気扇、送風機等が作動し、排気を行っているか。												無 □	有 □						
送風機本体から異音、異常振動、異臭がないか。	 											無 □	有 □						
ダクト(給排気口・排煙口含む)			排気口・給気口			排気口・給気口		排気口・給気口・排煙口		排気口・給気口・排煙口		排気口・給気口・排煙口		排気口・給気口・排煙口		排気口・給気口・排煙口			
排気口、給気口に割れ等の著しい裂きその他の損傷、変形若しくは腐食がないか。			無 □	有 □			無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		
排気口、給気口の支持、固定部にぐらつき、き裂、腐食がないか。			無 □	有 □			無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		
排気口、給気口、防虫網等に通気不良の原因となる塵埃又はその他の障害物がないか。	 		無 □	有 □			無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		
ダンパー、防火・防煙ダンパー							ダンパー								ダンパー		ダンパー		
ダンパーの開閉不良等、作動不良をおこしていないか。	 						無 □	有 □								無 □	有 □		
防火ダンパーが開状態になっていないか。							無 □	有 □								無 □	有 □		
非常用照明			非常用照明		非常用照明		非常用照明		非常用照明		非常用照明		非常用照明		非常用照明		非常用照明		
非常用照明が点灯するか。			無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □		無 □	有 □
給水設備及び排水設備																			
配管(給排水管)		散水用水栓等				配管						配管		配管					
給水配管(給湯配管他)、排水配管の保温材が濡れていないか。	 					無 □	有 □					無 □	有 □		無 □	有 □			
給水配管(給湯配管他)、排水配管から水漏れがないか。						無 □	有 □					無 □	有 □		無 □	有 □			
給水器具よりの吐水状況が良好か、さびが混じっていないか。		無 □	有 □			無 □	有 □					無 □	有 □		無 □	有 □			

確認部位・手段	建築物の敷地			建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
散水用水栓等が水に浸かっていないか。		無 ☐	有 ☐																
排水器具よりの排水状況が良好か。								無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	
温熱源機器(湯沸し器、コンロ等)														湯沸し器 コンロ					
ガス湯沸器、ガスコンロ及びガス管からガス臭はしないか。														無 ☐	有 ☐				
ガス管にひび割れなどの劣化はないか。														無 ☐	有 ☐				
ガス湯沸器、電気温水器などの支持金物に著しい変形、腐食、ぐらつきがないか。	 													無 ☐	有 ☐				
給水用タンク		給水用タンク						給水用タンク									給水用タンク		
給水用タンクの本体、架台に損傷、変形、腐食等の劣化、又は当該部分からタンクの外部に漏水の痕跡がないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐								無 ☐	有 ☐	
給水用タンクの水位調節用電極棒、ボールタップに著しい損傷、変形、腐食がないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐								無 ☐	有 ☐	
オーバーフロー管からタンク内部の水が流出していないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐								無 ☐	有 ☐	
オーバーフロー管は間接排水の確保がされているか。また、防虫網に損傷、変形、腐食等の劣化がみられ、かつ、当該部分からタンクの内部に虫等の侵入の可能性がないか。		無 ☒	有 ☐					無 ☒	有 ☐								無 ☐	有 ☐	
コンクリート基礎に著しいき裂等の損傷、又は基礎が不同沈下していないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐								無 ☐	有 ☐	
タンク及び架台等の固定ボルトにゆるみがないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐								無 ☐	有 ☐	
排水槽														排水槽					
蓋等にかたつきがないか。	 													無 ☐	有 ☐				
排水槽に漏れ、つまり、溢れ等がないか。														無 ☐	有 ☐				
浄化槽		浄化槽																	
浄化槽等が埋設されている場合、地表面の損傷等はないか。また、マンホール蓋の割れ、変形、ぐらつきはないか。	 	無 ☐	有 ☐																

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
排水再利用システム等													排水再利用					
処理水の水質は適切か。													無 ☐	有 ☐				
処理水槽等に漏れがないか。													無 ☐	有 ☐				
配管や接合部から水漏れがないか。													無 ☐	有 ☐				
衛生器具(流し台、洗面器、便器等)													衛生器具 流し台					
洗面カウンターにぐらつきがないか。													無 ☐	有 ☐				
便器、洗面器に著しいき裂その他の損傷がないか。													無 ☐	有 ☐				
流し台等に著しいき裂その他の損傷がないか。													無 ☐	有 ☐				
間接排水							オーバーフロー管											
オーバーフロー管は間接排水の確保がされているか。							無 ☐	有 ☐										
井戸		井戸																
給水器具よりの吐水状況が良好か、さびが混じっていないか。		無 ☐	有 ☐															
本体に著しい腐食、異常振動、異音等はないか。	 	無 ☐	有 ☐															
本体にき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はこれらの接合部における緩みがないか。		無 ☐	有 ☐															
配管から水漏れがないか。		無 ☐	有 ☐															
煙突、高架水槽、擁壁その他の工作物																		
組石造又は補強CB造の塀		塀																
コンクリート、ブロック等の塀に著しいき裂等の劣化、損傷あるいは傾き等はないか。		無 ☐	有 ☐															
塀に著しい傾き、又はぐらつき等がないか。	 	無 ☐	有 ☐															
塀と控え柱・壁の接続部に著しいき裂等がないか、又は離れていないか。		無 ☐	有 ☐															

確認部位・手段	建築物の敷地			建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)		
	支障の有無	別紙番号		支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	
金属フェンス等に変形、破損、さび、腐食、ゆるみ等はないか。		無 ☐	有 ☐																	
基礎部に著しいき裂等はないか。		無 ☐	有 ☐																	
基礎部が陥没するなど塀基礎部と周辺地盤との間に相対的な著しい沈下又は隆起がないか。		無 ☐	有 ☐																	
擁壁の躯体及び水抜きパイプ		擁壁等																		
擁壁に転倒等のおそれはないか。		無 ☐	有 ☐																	
擁壁の著しい傾き、き裂、はらみ等はないか。		無 ☐	有 ☐																	
目地部より土砂が流出していないか。		無 ☐	有 ☐																	
水抜き穴につまりはないか。		無 ☐	有 ☐																	
門扉		門																		
門扉の作動状態は良好か。また、施錠及び開放時の固定に支障をきたしていないか。		無 ☐	有 ☐																	
門扉、門柱及び支柱にさび、変形、ぐらつき等がないか。		無 ☐	有 ☐																	
鉄塔		鉄塔							鉄塔											
コンクリート基礎部にき裂、欠損、さび汁等がないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐											
鉄骨部材及び溶接部にき裂、変形、塗装の劣化、さび等の腐食がないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐											
鉄塔に著しい傾きはないか。		無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐											
広告塔		広告塔			広告塔															
コンクリート基礎部にき裂、欠損、さび汁等がないか。		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐														
広告塔に著しい傾きはないか。		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐														

確認部位・手段		建築物の敷地			建築物の外部			建築物の内部 (玄関、ロビー等)			屋上・塔屋			建築物の内部 (室内)			建築物の内部 (廊下、階段等)			建築物の内部 (便所、湯沸室等)			建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)			建築物の内部 (電気室、自家発電機室)		
		支障の有無		別紙番号	支障の有無		別紙番号	支障の有無		別紙番号	支障の有無		別紙番号	支障の有無		別紙番号	支障の有無		別紙番号	支障の有無		別紙番号	支障の有無		別紙番号	支障の有無		別紙番号
広告部分及び溶接部にき裂、変形、塗装の劣化、さび等の腐食がないか。			無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐																					
案内表示が汚れ、腐食、経年劣化等により見づらくなっていないか。			無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐																					
駐車場及び敷地内の通路																												
駐車場、車路			駐車場、車路																									
出入口にミラーが設置されている場合、見えにくくなっていないか。					無 ☐	有 ☐																						
駐車場内の区分(白線等)は見えにくくなっていないか。					無 ☐	有 ☐																						
車止めにぐらつき等がないか。					無 ☐	有 ☐																						
玄関、ポーチ等			歩道等																									
ポーチ部分に沈下、隆起、傾斜等がないか。					無 ☐	有 ☐																						
敷地内の通路の仕上げ材料の損傷、変形又は浮きがないか。					無 ☐	有 ☐																						
歩行部に水たまりの痕跡がないか。					無 ☐	有 ☐																						
通路にあるマンホール蓋等にぐらつきがないか。又は通行に支障がないか。					無 ☐	有 ☐																						
通路、スロープの手すり本体、支持部材及び支柱埋設部に著しい損傷、変形、腐食、ぐらつきがないか。					無 ☐	有 ☐																						
災害応急活動を行うために必要な建築物等(災害対策の指揮、災害情報の伝達等の施設及び救護施設をいう。)																												
災害応急活動を行う拠点となる室、これらの機能を維持するために必要な室又はこれらの室を結ぶ廊下その他の通路																												
大規模な地震が発生した場合に災害応急対策の支障となる損傷又は移動を生じさせるおそれがある建築非構造部材にき裂その他の損傷、変形若しくは腐食がないか。																												
大規模な地震が発生した場合に災害応急対策の支障となる損傷又は移動を生じさせるおそれがあるモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部における緩みがないか。																												
水防板、水防壁が作動の支障となるような変形等はないか。								無 ☐	有 ☐																			

確認部位・手段	建築物の敷地		建築物の外部		建築物の内部 (玄関、ロビー等)		屋上・塔屋		建築物の内部 (室内)		建築物の内部 (廊下、階段等)		建築物の内部 (便所、湯沸室等)		建築物の内部 (空調機械室、EV機械室等)		建築物の内部 (電気室、自家発電機室)	
	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号	支障の有無	別紙番号
【Ⅱ-4】危険物を貯蔵し、又は利用する建築物等																		
危険物を貯蔵し、又は使用する室																		
大規模な地震が発生した場合に危険物管理上支障となる損傷又は移動を生じさせるおそれがある建築非構造部材にき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料の剥離若しくはこれらの接合部における緩みがないか	 									無 ☐	有 ☐							
免震構造又は制振構造の建築物																		
免震装置																		
免震装置に著しいき裂、変形、腐食、接合部のゆるみがないか。				無 ☐	有 ☐													
制振装置																		
制振装置に著しいき裂、変形、腐食、接合部のゆるみがないか。				無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	
膜構造等の特殊な構造の建築物																		
膜体																		
膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等がないか。				無 ☐	有 ☐													
膜張力又はケーブル張力が低下していないか。	 			無 ☐	有 ☐													

- (注意)
- [1] このチェックシートは、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合及び確認部位・手段を追加する場合は、行を追加して記入してください。
- [3] 該当する確認部位が全くない場合は、「確認部位・手段」のマスに取消線(／)を入れてください。
- [4] 該当する確認部位が無い場所は、「支障の有無及び別紙番号」のマスに取消線(／)を入れてください。
- [5] 確認の手段は、凡例に示す「確認手段」のマークによります。触診は危険の無い場合に限ります。
特に建築設備の確認に際しては、感電のおそれのある場所や巻き込まれのおそれがある動作部分に触れないようにしてください。
- [6] 確認部位について、支障があることを確認した場合は、「有」のマークの□に「レ」マークを入れ、別紙番号(通し番号)を記入してください。
- [7] 確認部位について、支障がないことを確認した場合は、「無」のマークの□に「レ」マークを入れてください。
- [8] 支障があることを確認した部位については、支障の内容が把握できる写真を撮影し、別紙の様式に添付してください。

別紙

関係写真
(建築各部)

部位	番号	確認項目等	確認結果
			☐ 支障有 ☐ その他
写真貼付			異常の内容、気づいた点

部位	番号	確認項目等	確認結果
			☐ 支障有 ☐ その他
写真貼付			異常の内容、気づいた点

(注意)

- [1] この書類は、確認の結果「支障有」の項目等について作成してください。また、その他に特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「支障有」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「部位」欄の「番号」、「確認項目等」は、確認用チェックシートの「別紙番号」、「確認項目等」に対応したものを記入してください。
- [4] 「確認結果」欄は、支障を確認した場合は「支障有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。